

手形  
小切手

# 全面電子化

## に向けた対応のお知らせ

政府は、2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。

常陽銀行では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。

早期のインターネットバンキングでのお振込み、電子記録債権（でんさい）への切替をお願いいたします。

### 手形・小切手でお支払いされるお客さま

#### 手形・小切手の最終振出期限を設定しています

最終振出期限を超過して振り出された約束手形・小切手は決済されなくなります

約束手形・小切手の最終振出期限

2026年 9月30日 (水)

●約束手形・為替手形・小切手および自己宛小切手の発行を終了しました。

### 手形・小切手をお受け取りされるお客さま

#### 他行を支払地とする手形・小切手等の入金扱いを終了します

2026年10月以降、手形・小切手等を受け取った場合は、振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

他行を支払地とする手形・  
小切手等の入金扱いの終了日

2026年 9月30日 (水)

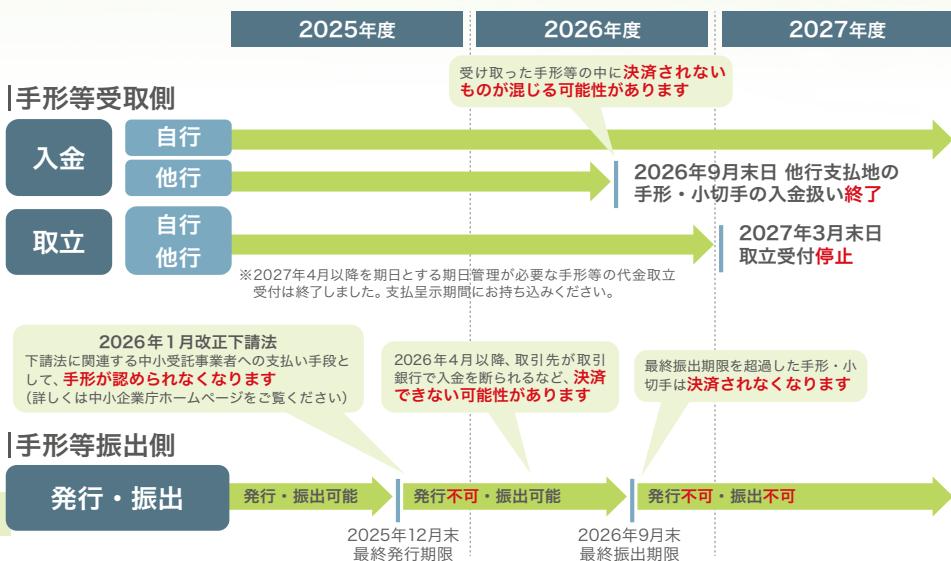
#### 代金取立手数料を改定します (2026年10月1日～) (消費税込)

電子交換 (※1)		改定前	改定後
同一店内入金扱い (※2)	手形	880円	880円
	小切手		
個別取立 (※3)			
普通扱い	880円	3,300円	
至急扱い	1,100円		

※1 電子交換所に参加する金融機関あての手形・小切手（郵便小為替、株式配当金領収書等含む）など、電子交換にて取扱を行うすべての取引。  
※2 同一店舗を支払場所とする即時入金可能な手形・小切手等の入金。ただし、自己振出小切手（振込・納税・融資返済等を目的としたご自身の口座からの払戻）を除く。  
※3 電子交換所に参加しない金融機関あての手形・小切手など、郵送対応が必要なもの。

●2027年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形等の代金取立受付を終了しました。上記手形等は支払呈示期間中（注）に  
お取引店にお持ちいただくようお願い申し上げます。 注：支払期日の前営業日、支払期日、支払期日の翌営業日の3日間

### 手形・小切手全面電子化スケジュール



インターネットバンキングによる  
お振込み



詳しくはこち



電子記録債権のご利用  
(でんさいサービス)

詳しくはこち



ご不明な点がございましたら、常陽銀行窓口までお問い合わせください。



常陽銀行

MEBUKI  
めぶきフィナンシャルグループ